

平成十四年十一月二十六日受領  
答 弁 第 三 号

内閣衆質一五五第三号

平成十四年十一月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員榑崎欣弥君提出東京電力原子力発電所、その他の原子力発電所におけるトラブル隠し等不祥事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員榑崎欣弥君提出東京電力原子力発電所、その他の原子力発電所におけるトラブル隠し等不祥事に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「最近の原子力発電所の事故」は、米国ゼネラル・エレクトリック社（以下「GE社」という。）の関係者（以下「申告者」という。）から東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）が原子炉の修理記録の改ざん等を行っている旨の申告を受けたことを契機として実施した調査の結果、東京電力が過去に実施した自主点検（原子炉設置者等が行う原子炉の安全性に係る任意の検査をいう。以下同じ。）について作業記録の改ざん等の疑いがあることが明らかになった二十九件の事案（以下「自主点検記録等関係事案」という。）、自主点検記録等関係事案を踏まえ、原子炉設置者等十六社を対象に現在実施している調査の過程において、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）等から自主点検で発見した原子炉の再循環系配管等のひび割れ等について国に対する報告を行っていなかった旨の報告を受けた十二件の事案（以下「再循環系配管等関係事案」という。）及び平成三年及び平成四年の東京電力に対する定期検査（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「電事法」という。）第五十四条に基づく

定期検査をいう。以下同じ。)の一部として行われた原子炉格納容器漏えい率検査における不正に係る事案(以下「原子炉格納容器漏えい率検査関係事案」という。)を指すものと考えるが、これらの事案に係る事実経過等は以下のとおりである。

1 自主点検記録等関係事案に係る事実経過等は、以下のとおりである。

資源エネルギー庁においては、平成十二年七月三日に申告者から東京電力福島第一原子力発電所一号機において平成元年に実施された蒸気乾燥器の点検作業において修理記録の改ざん等が行われた旨の申告を、また、平成十二年十一月十三日に同一号機において平成六年に実施された定期検査時にG E社社員が原子炉の炉内で落とした工具がそのまま放置された旨の申告を受けたことから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第六十六条の二の規定に基づく申告制度にのっとり、東京電力からの事情聴取等の調査を開始した。当該調査については、平成十三年一月六日の原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)の設置に伴い保安院が継承したが、事実関係の解明が進まず、同年十月十五日、G E社の子会社であり、懸案の自主点検に係る作業の一部を担当していたゼネラル・エレクトロニクス・インターナショナル・イン

ク日本支社（以下「GEI日本支社」という。）に対して協力を依頼した。その結果、平成十四年三月十九日、GE社及びGEI日本支社から保安院に対し、申告に係る二件の事案以外にも東京電力により自主点検の作業記録の改ざん等が行われた事案が存在する可能性がある旨の連絡があり、この情報を基に保安院が東京電力に対して追加調査を指示したところ、同年八月七日、東京電力から保安院に対し、計二十八件の事案について不正が行われた可能性がある旨の報告があった。保安院は、東京電力に対し更なる調査の実施を指示したところ、東京電力から過去に行った自主点検に係る二十九件の事案について不正が行われた可能性があるとの最終的な報告があったため、同年八月二十九日、この報告の内容を公表した。さらに、保安院がこれらの事案について引き続き実施した調査の結果、同年十月一日、二十九件の事案のうち十六件の事案について、原子炉等の安全性に重大な影響を及ぼすものではないが、電事法第三十九条の規定による事業用電気工作物の技術基準への適合義務（以下「技術基準適合義務」という。）に違反する可能性があるなどの問題があったとの中間報告を公表したところである。これら二十九件の個別の事案ごとの概要等は、別表一のとおりである。

以上の調査結果を踏まえ、同年十月一日、経済産業大臣は、東京電力に対し嚴重注意を行い、再発防

止策を講ずるよう求めるとともに、今後、東京電力に対する定期検査の内容をより厳格なものとするこ  
と等を通告した。

## 2 再循環系配管等関係事案に係る事実経過等は、以下のとおりである。

自主点検記録等関係事案を踏まえ、平成十四年八月三十日、保安院は原子炉設置者等十六社に対し、  
過去における自主点検が適切に実施されていたかについて調査を行い、不正のおそれがある事案を発見  
した場合には直ちに保安院に報告することなどを指示したところ、同年九月二十日、中部電力株式会社  
(以下「中部電力」という。)、東北電力及び東京電力から、浜岡原子力発電所等合計十一基の原子炉  
において過去の自主点検の際に再循環系配管にひび割れ又はその兆候が発見されていた旨の報告が、ま  
た、同年九月二十五日、日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。)から過去の自主点検の  
際に敦賀発電所一号機のシユラウドにひび割れの兆候が発見されていた旨の報告があった。これらの報  
告を受けて保安院において立入検査等による調査を実施した結果、同年十月一日、これらの事案につい  
ては、明白な不正は無く、安全性評価もおおむね適切に実施されていたが、国に報告されることが望ま  
しかった旨の中間報告を公表した。引き続き保安院において関係資料の内容の詳細な分析等を行ってい

るが、中間報告時点における個別の事案ごとの概要は、別表二のとおりである。

3 原子炉格納容器漏えい率検査関係事案に係る事実経過等は、以下のとおりである。

平成十四年九月二十五日に、東京電力福島第一原子力発電所で平成四年に実施された定期検査における原子炉格納容器漏えい率検査について東京電力が不正を働いていた旨の報道があつたことを受け、電事法第百六条第一項の規定に基づき、保安院から東京電力に対して、平成十四年九月三十日、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所のすべての原子炉について過去に実施した原子炉格納容器漏えい率検査に関する報告を、また、同年十月二十三日、原子炉格納容器漏えい率検査に関する進ちよく状況について報告を求めたところ、同年十月二十五日、福島第一原子力発電所一号機において平成三年及び平成四年に実施された定期検査における原子炉格納容器漏えい率検査に際し、圧縮された空気を不正に原子炉格納容器内へ注入する等により、原子炉格納容器の漏えい率が実際よりも低い数値となるよう不正な操作を行った旨の報告を受けた。

この報告を踏まえ、保安院においては、東京電力に対し、不正な行為が行われた原子炉について国の厳格な監視の下、原子炉格納容器漏えい率検査を早急に実施し、また、その他の東京電力の原子炉につ

いても順次同様の検査を実施するよう指示したところである。東京電力のこのような行為は、原子炉等規制法第三十七条第四項に規定する保安規定遵守義務に違反するものであり、原子炉等規制法第三十三条第二項の規定に基づき所要の手続を経た上で福島第一原子力発電所一号機の一年間の運転停止を命ずることとしている。

また、お尋ねの「公益通報者保護制度」については、国民生活審議会消費者政策部会において、平成十四年四月、消費者利益の擁護の観点から、同制度の早期実現等も視野に入れて検討に着手すべき旨の提言があり、現在、制度の在り方等について審議を行っているところであり、その結果を踏まえ、通報者の保護に関して必要な措置を講ずる方針である。

## 二について

申告者からの申告に係る調査の過程においては、申告者の氏名に関する情報等調査の指示に必ずしも必要ではない情報を資源エネルギー庁が東京電力に対して示したこと、証拠隠滅の可能性等を考えれば初期の段階において申告者を訪問して調査を行うなど東京電力以外の者に対してまず調査を行うべきであったことなど適切とはいえない点があったと考えている。当時の資源エネルギー庁及び保安院の対応に反省す

べき点があつたことを踏まえ、経済産業省においては、申告に係る調査手順を改善するとともに、関係する職員に対する処分を行った。

### 三について

原子力発電施設での作業に従事していた電力会社等の従業員の死亡に関して、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく遺族補償給付を支給するに当たり、放射線に係る疾病を認定した事例は現在までに三件あり、これらに係る従業員が主として行っていた作業は、それぞれ原子炉一次系の配管の保守作業、放射線を計測する装置の保守作業及び原子炉建屋内の配管等の溶接作業である。当該従業員の氏名、死亡時の年齢及び住所については、個人に関する情報であるため答弁を差し控えたい。また、同法に基づく遺族補償給付の請求がされていない場合における、原子力発電施設での作業に従事していた電力会社等の従業員であつて被ばくが原因で死亡した者については把握していない。

原子炉名	事案の概要	保安院の調査結果の概要
福島第一 原子力発 電所一号 機	<p>平成五年に実施した自主点検において、炉心スプレイスパー ज्याにひび割れを発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十一年、当該ひび割れを同年に発見したも のとして国に報告した上で修理した。</p> <p>平成八年に実施した自主点検において、ジェツ トポンプ入口配管の溶接部の一部にひび割れを 発見した。</p> <p>東京電力は、点検作業を請け負っていたGE社 から同年九月に報告を受け、安全性評価の検討等</p>	<p>ひび割れを発見した時期について事実と異なる報告を行ったことが、「原子力発電所における安全確保対策の強化について」(昭和五十二年三月三日付け五二資庁第二三一一号。以下「通達」という。)に基づく報告要請に違反していた可能性がある。</p> <p>ジェツトポンプ入口配管のひび割れは通達に基づく報告要請の対象ではないため、特段の問題はない。</p>

<p>を行った上で、十一月に発見したものと国に報告した。</p>	<p>平成五年に実施した自主点検において、シュラウドの二か所にひび割れの兆候を発見した。平成七年及び平成八年に実施した自主点検においては、当該兆候とは別の部位にひび割れを発見したが、特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十二年にシュラウドを取り替えた。</p>	<p>ひび割れを放置したことが、技術基準適合義務に違反していた可能性がある。</p> <p>ひび割れの発見について、国への報告を行わなかったことが、通達に基づく報告要請に違反していた可能性がある。</p>
<p>昭和六十一年に実施した自主点検において、シュラウドヘッドボルトの一部にひび割れを発見したが、その時点で割れにくい新製品の在庫がなかったため、昭和六十二年に新製品と取り替え</p>	<p>シュラウドヘッドボルトの取替時期等は事業者の自主的判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>	

<p>福島第一 原子力発</p>		<p>平成三年にアクセスホールカバーの取替工事を 実施した際、既設のアクセスホールカバーにひび</p>	<p>た。 平成元年に実施した自主点検において、蒸気乾 燥器に六本のひび割れを発見したが、このうち三 本のひび割れについては国に報告せずに修理し、 残る三本のひび割れについては、同年八月に発見 したものを同年九月に発見したものと国に報 告した上で平成二年に修理した。 また、東京電力は点検を請け負ったGE社に対 し、国に報告をせずに行った修理について記録を 残さないよう要請した。 平成三年に蒸気乾燥器を取り替えた。</p>
<p>が、依頼した分析の結果を放置したことは</p>	<p>ひび割れの修理について記録を残さな かったことが、原子炉等規制法第三十四条 に規定する記録保存義務に違反していた可 能性がある。 ひび割れを発見した時期について事実と 異なる報告を行ったことが、通達に基づく 報告要請に違反していた可能性がある。</p>		

電所二号 割れの兆候を発見した。

機

東京電力は、原因を特定するため取り外したアクセスホールカバーの分析をGE社に依頼したが、分析結果に係る報告書の受領が確認できなかった。

自主保安の在り方として適切とはいえない。

平成六年に実施した自主点検において、シユラウドにひび割れ及びその兆候を発見し、ひび割れについては国に報告した上で修理した。ひび割れの兆候については、平成八年に再調査を行い、同一部位にひび割れを確認したが、特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。平成十年にシユラウドを取り替えた。

ひび割れを放置したことが、技術基準適合義務に違反していた可能性がある。ひび割れの発見について国への報告を行わなかったことが、通達に基づく報告要請に違反していた可能性がある。

昭和六十二年に実施した自主点検において、二

シユラウドヘッドボルトの取替時期等は

	<p>十本のシユラウドヘッドボルトにひび割れを発見したが、国への報告を行わずに割れにくい新製品と取り替えた。</p>	<p>事業者の自主的判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>
<p>福島第一 原子力発 電所三号 機</p>	<p>平成六年に実施した自主点検において、GE社社員が炉内で落とした工具が平成九年に発見されるまで放置されていた。  東京電力はこの事実を把握していなかった。</p>	<p>法令及び通達に違反するものではないが、東京電力が自社の原子力発電所の炉内で発生した問題を十分把握していなかったことは自主保安の在り方として適切とはいえない。</p>
<p>平成六年及び平成七年に実施した自主点検において、シユラウド全周にわたるひび割れの兆候を発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p>	<p>ひび割れを放置したことが、技術基準適合義務に違反していた可能性がある。  ひび割れの兆候の発見について国への報告を行わなかったことが、通達に基づく報告要請に違反していた可能性がある。</p>	
<p>平成九年にシユラウドを取り替えた。</p>		

福島第一	平成四年に実施した自主点検において、中性子	ひび割れを発見した時期について事実と
原子力発	計測モニターハウジングにひび割れを発見したが	異なる報告を行ったことが、通達に基づく
電所四号	特段の対策を講じず、また、国への報告を行わな	報告要請に違反していた可能性がある。
機	かった。	
	平成九年、当該ひび割れを同年に発見したもの	
	として国に報告した上で取り替えた。	
	平成五年及び平成六年に実施した自主点検にお	ひび割れの兆候の発見について国への報
	いて、シユラウドにひび割れの兆候を発見したが	告を行わなかったことが、通達に基づく報
	特段の対策を講じず、また、国への報告を行わな	告要請に違反していた可能性がある。
	かった。	
福島第一	平成四年にアクセスホールカバーの取替工事を	法令及び通達に違反するものではない
原子力発	実施した際、同工事に係る国による使用前検査の	が、使用前検査時に当該事象を報告しな
電所五号	前にボルトの締め付け不足を発見したが、そのこ	かったことは自主保安の在り方として適切

機	<p>とにつき国への報告を行わなかった。</p> <p>平成六年に実施した自主点検において、シユラウドにひび割れを発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十二年にシユラウドを取り替えた。</p>	<p>とはいえない。</p> <p>ひび割れを放置したことが、技術基準適合義務に違反していた可能性がある。</p> <p>ひび割れの発見について国への報告を行わなかったことが、通達に基づく報告要請に違反していた可能性がある。</p>
福島第一 原子力発 電所六号	<p>平成三年に実施した自主点検において、アクセスホールカバーにひび割れの兆候を発見したが国への報告を行わず、一時的な修理を実施した。</p>	<p>アクセスホールカバーの一時的な修理は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>
機	<p>平成十二年に実施した自主点検において、ジェットポンプとジェットポンプを固定しているネジとの間にすき間があることなどを発見したが特段の対策を講じず、また国への報告を行わな</p>	<p>ジェットポンプを固定しているネジの修理等は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>

<p>福島第二 原子力発 電所一号</p>			
<p>平成五年に実施した自主点検において、蒸気乾燥器にひび割れを発見したが、国への報告を行わずに修理した。</p>	<p>昭和六十三年に実施した自主点検において、二十本のシユラウドヘッドボルトにひび割れを発見したが国への報告を行わず、直ちに割れにくい新製品と取り替えた。</p>	<p>昭和六十一年に実施した自主点検において、ジェットポンプの計測用配管下部にひび割れの兆候を発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p>	<p>平成十四年に当該部位を修理した。 か つ た。</p>
<p>法令及び通達に違反するものではないが、報告書における不実記載は企業の品質保証の観点から問題があり、自主保安の在</p>	<p>シユラウドヘッドボルトの取替時期等は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>	<p>ジェットポンプの計測用配管の修理は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>	

機	<p>平成七年、溶接方式を変更するため当該蒸気乾燥器の修理を行った際、修理契約の仕様書において平成五年に修理済であった部位を修理の対象から除外することが明確でなかったこととのつじつまを合わせるため、平成五年に実施した修理を平成七年の修理に併せて実施したかのように偽った報告書を修理を行った事業者に作成させた。</p>	<p>り方として適切とはいえない。</p>
<p>福島第二 原子力発 電所二号 機</p>	<p>平成十三年に実施した自主点検において、GE社からジェットポンプとジェットポンプを固定しているネジとの間に運転継続には支障のない程度のすき間があることなどの報告を口頭で受けたが、特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p>	<p>ジェットポンプを固定しているネジの修理等は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>

	<p>平成六年、平成七年及び平成九年に実施した自主点検において、シユラウドにひび割れの兆候を発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p>	<p>ひび割れの兆候の発見について国への報告を行わなかったことが、通達に基づく報告要請に違反していた可能性がある。</p>
<p>福島第二 原子力発 電所三号 機</p>	<p>平成十三年に実施した自主点検において、G E 社がジェットポンプとジェットポンプを固定しているネジとの間にすき間があることなどを発見したが、G E 社から東京電力に対する報告が行われ たかは確認できず、東京電力として特段の対策は講じていなかった。</p>	<p>ジェットポンプを固定しているネジの修理等は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>
	<p>平成九年に実施した自主点検において、シユラウドに広範囲にわたるひび割れの兆候を発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わ</p>	<p>ひび割れを放置したことが、技術基準適合義務に違反していた可能性がある。 ひび割れの発見について国への報告を行</p>

	<p>なかった。平成十三年に当該部位を再度検査したところ全周にわたるひび割れと判明したため、同年に発見したのものとして国に報告した上で修理した。</p>	<p>わなかったこと及び事実と反する報告を行ったことが、通達に基づく報告要請に違反していた可能性がある。</p>
<p>福島第二 原子力発 電所四号 機</p>	<p>平成七年に実施した自主点検において、GE社からジェットポンプとジェットポンプを固定しているネジとの間にすき間があることなどの指摘を受けたが、GE社から修理しなくても問題はないとの意見が表明されたため、東京電力は修理の必要性なしと判断した。</p>	<p>ジェットポンプを固定しているネジの修理等は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>
<p>平成七年に実施した自主点検において、シユラウドにひび割れの兆候を発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p>		<p>ひび割れの発見について国への報告を行わなかったことが、通達に基づく報告要請に違反していた可能性がある。</p>

<p>柏崎刈羽 原子力発</p>		<p>柏崎刈羽 原子力発 電所一号 機</p>
<p>検においてG E社がジェットポンプとジェットポ</p>	<p>平成六年、蒸気乾燥器の溶接部の強化作業を行なった際、作業を請け負ったG E社社員が誤って機器の一部を變形させた。G E社から口頭で報告を受けた東京電力は、G E社が提案した方法による修理を了解し、修理直後及び平成八年に修理した部位に問題がないことを確認した。</p>	<p>平成六年及び平成九年に実施した自主点検において、シユラウドにひび割れの兆候を発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告を行わなかった。</p>
<p>理等は事業者の自主的な判断に委ねられて</p>	<p>判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>	<p>法令及び通達に違反するものではないが、現在に至るまで追加的な点検の必要性の有無等について検討を行っていないことは自主保安の在り方として適切とはいえない。</p>

電所二号 機	<p>ンプを固定しているネジとの間にすき間があることなどを発見し東京電力に報告したとのことであるが、当該部位の点検作業は契約対象外であったため東京電力に記録が残っておらず、事実関係は確認できなかった。</p>	<p>いるため、特段の問題はない。</p>
<p>柏崎刈羽 原子力発 電所五号 機</p>	<p>平成十年に実施した自主点検において、ジェットポンプとジェットポンプを固定しているネジとの間にすき間があることなどを発見したが特段の対策を講じず、また、国への報告は行わなかった。</p>	<p>ジェットポンプを固定しているネジの修理等は事業者の自主的な判断に委ねられているため、特段の問題はない。</p>

別表二

原子炉設 置者名	原子炉名		事案の概要
中部電力	浜岡原子力発電所一 号機	浜岡原子力発電所二 号機	
東北電力	女川原子力発電所一 号機		平成十年及び平成十二年に実施した自主点検において、再循環系配管の計四か所にひび割れの兆候を発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。
			平成七年、平成八年、平成十一年及び平成十二年に実施した自主点検において、再循環系配管の計八か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。 平成十三年までに五か所の配管を取り替え又は修理した。

東京電力	福島第一原子力発電所 所一号機	<p>平成七年、平成八年及び平成十年に実施した自主点検において、再循環系配管の計十二か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十三年度までにひび割れの発見されたすべての配管を取り替えた。</p>
	福島第一原子力発電所 所二号機	<p>平成六年及び平成九年に実施した自主点検において、再循環系配管の計四か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十一年度までにひび割れの発見されたすべての配管を取り替えた。</p>
	福島第一原子力発電所 所三号機	<p>平成五年、平成六年及び平成九年に実施した自主点検において、再循環系配管の計十一か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p>

	<p>平成十一年度までにひび割れの発見されたすべての配管を取り替えた。</p>
<p>福島第一原子力発電所四号機</p>	<p>平成九年に実施した自主点検において、再循環系配管の十か所にひび割れを発見したが、安全上問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十二年度までにひび割れの発見されたすべての配管を取り替えた。</p>
<p>福島第一原子力発電所五号機</p>	<p>平成六年及び平成九年に実施した自主点検において、再循環系配管の計十か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十二年度までにひび割れの発見されたすべての配管を取り替えた。</p>
<p>福島第二原子力発電</p>	<p>平成九年、平成十一年及び平成十二年に実施した自主点検において、</p>

日本原電	敦賀発電所一號機	<p>平成六年、平成八年及び平成十年に実施した自主点検において、シユラウドにひび割れの兆候を発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p> <p>平成十一年にシユラウドを取り替えた。</p>
	柏崎刈羽原子力発電所二號機	<p>平成十二年に実施した自主点検において、再循環系配管の二か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p>
	柏崎刈羽原子力発電所一號機	<p>平成十三年に実施した自主点検において、再循環系配管の四か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p>
	所三號機	<p>再循環系配管の計四か所にひび割れを発見したが、安全上の問題はないと判断し、国への報告を行わなかった。</p>